

全院協ニュース

全国大学院生協議会 2013 年 7 月 26 日 No. 237.

全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中 2-1 一橋大学院生自治会室気付
TEL・FAX：042-577-5679 ご連絡は E-mail にてお願い致します
E-Mail：zeninkyo-jimu-owner@yahooogroups.jp
ブログ：http://www3.atword.jp/zeninkyo/
(HP：http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Cafe/8324/)
ゆうちょ銀行口座番号：10160-76666411

目次

| | |
|----------------------|------|
| 新旧役員挨拶 | p.2 |
| 全院協とは | p.4 |
| シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢 | |
| 1. 学費・奨学金・高等教育政策 | p.5 |
| 2. 就職問題 | p.7 |
| 院生自治会・院協活動紹介 | p.9 |
| 2012年度学生支援機構からの文書回答 | p.12 |
| 第1回理事校会議報告 | p.16 |
| 編集後記 | p.16 |



新旧役員挨拶

2013 年度議長挨拶 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

全国大学院生協議会(以下、全院協)の議長を務めております、一橋大学の内海咲と申します。現在、博士課程に在籍し、研究と全院協活動に励んでいます。全院協の取り組みとその最近の成果を紹介し、議長からの挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

全院協は、1959 年に結成された国公立大学の院生自治会・院生協議会の全国組織です。大学院生の声に基づき、個別大学では解決できない様々な問題に共同して取り組み、大学院生の生活・研究条件の向上を目指すことを目的としております。この目的を果たすために、全院協が行なっている活動は、大きく分けて二つあります。

一つ目は、大学院生の置かれた実態を把握する取り組みです。この活動は、参加している大学院生が集う理事校会議での経験交流や毎年実施している「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」などを通して行っています。昨年度のアンケート調査では、日本全国の国公立大学計 38 大学から 755 に及ぶ回答が寄せられました。回答から、将来の就職状況を不安に感じている院生が 56.6%にのぼること、経済上の不安を抱える院生も 50.7%、収入の不足が研究に影響を与えていると答えた人の割合が 61.3%に達していることが明らかになりました。

二つ目は、アンケート調査などを通して明らかになった実態を基に政策提言を練り上げ、中央省庁、各政党、学生支援機構へ要請を行うことです。この要請行動を通して、大学院生の生活・研究条件の向上を実現しようと試みています。これまでの要請の成果として、文科省による財務省への予算増額要求(2007 年度以降)、給付制奨学金の予算要求、授業料減免枠の拡大などがあります。なかでも外務大臣による国際人権規約第 13 条 2 項(c)留保撤回は近年の大きな成果として挙げられます。このような地道な活動によって、NHK「クローズアップ現代」の取材を受けるなど、マスコミからも注目され始めています。

以上の二つの取り組みとともに、全院協では全院協活動の参加を広げる取り組みも精力的に行っています。具体的には、権利停止校やオブザーバー校に加盟を呼びかけること、全院協活動への参加者・理解者を増やすことです。全院協の加盟校は 1981 年の 40 大学をピークに減少、組織の縮小が進んでいました。しかし、加盟校拡大の取り組みによって、2011 年 5 月には中央大学大学院経済学研究院院生協議会が再加盟を果たし、2012 年 6 月には立命館大学院生協議会連合会が再加盟しました。多くの大学で院生自治会・院生協議会の活動が困難となっていく中で、全院協運動を発展させると同時に、各大学での担い手を増やし取り組みを広げていくことが今後の課題となっています。2013 年度は、特に加盟校との信頼関係を構築に努めることを課題としています。

今年度の事務局は、一橋大学、京都大学、東京大学、立教大学、総合研究大学院大学の大学院生 7 名で構成されています。全国の大学院生の研究条件を維持・向上させるため、今年度も全国の大学院生と力を併せて取り組んでいきたいです。一年間、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

☆☆ 全国大学院生協議会議長 内海咲

退任の挨拶

2012年度議長 奥村美紗子

“リケジョ”という言葉をご存知だろうか。リケジョは理系女子の略であり、私もその一員である。私は高校や大学では理系（物理化学系）を選択したため周りに女子は少なかった（生物系の学科は比較的女性が多い）。クラスで女子が数人の状態が当たり前であり、男性も女性も同様に能力があるはずなのに、なぜこのようなことがおこっているのか、もっと女性がどの分野でも活躍でき、過ごしやすい環境をつくりたいとずっと感じている。

一昔前は女性院生や研究者は圧倒的に少なく、出産や育児、昇進などで大変苦労したという話を聞く。現在でもその状況は大きく変わったとは言いきれないが、男女共同参画基本法などが制定され、少しずつではあるが女性が家庭と仕事を両立することができるようになってきている。しかし、未だに管理職や意思決定機関における女性の割合は低い。

全院協でも女性が議長をつとめるようになったのはつい最近であり、今年度の議長を含めてたった 3 人だそう。ここ数年間女性が全院協議長をつとめたということは、全院協にとって重要な発展であると思う。単に担い手がいなかっただけかもしれないが、女性であっても議長をつとめることができる環境が全院協にも整えられてきたのだろう。それは仕事の負担の軽減だけでなく、担い手の意識も変わりつつあるのではないかと思う。

しかしながら、昨年度事務局員には女性がおらず、事務局会議で私は紅一点であった。内閣府男女共同参画局の今年度のキャッチフレーズは「紅一点じゃ、足りない」である。まさしく私の気持ちを反映しており、非常に共感できる。女性が全くいないという環境から考えれば、紅一点になっただけでも前進かもしれない。しかし、それだけでは不十分なのだ。私自身も女性ならではの悩みや愚痴を気軽に言い合える仲間がいなかったのが寂しかったし、本当は女性院生の抱える問題にも取り組んでいきかけたが、その余裕はなかったのが大変残念である。

そういう中でも私が議長をやることを決断し、1 年間なんとかつとめることができたのは、先輩女性研究者たちの活躍があったからである。女性が院生、ポスドク、教授、管理職など、それぞれの立場で活躍することが次の世代にとってのロールモデルとなり、周りを勇気づけることになる。最初の一步を踏み出し道を作っていくことは大変な努力が必要であるが、自分には多くの仲間がいることを信じて、私自身もロールモデルとなれるよう今後も進んでいきたい。

「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」実施中！！

全院協では、2004 年から「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を行っています。本アンケートは、大学院生の経済実態を把握し、大学院生の研究・生活諸条件の向上に資することを目的に、すべての大学院生を対象としております。また、全院協では、お寄せいただいたアンケート調査結果をもとに、毎年 11 月頃に省庁・議員に対する要請行動を行っています。**大学院生の経済実態と、研究・生活環境の不備を把握する調査は、本調査以外にありません。**院生の研究・生活環境の向上を強く訴えるためにも、多くの方々にアンケートにご協力いただきたく存じます。なお、誠に勝手ながら、締め切りは 8 月 15 日とさせていただきます。アンケートの集計結果は、全院協 HP でご覧いただけます。みなさまのご協力を、心よりお願い申し上げます。

全院協とは？

昨今の大学院生を取り巻く環境は、依然として深刻な状況が続いています。例えば、研究上・生活上の問題として、研究環境が改善されないこと、就職が困難になっていること、学費が高いことや奨学金が乏しいことが挙げられます。カリキュラムや施設・設備も、大学院生目線での改善が行われづらいことも多々見られます。さらに、近年の政府の「大学改革」により、大学間の競争を煽る形での大学院重点化が行われ、上述の問題はさらに切実になっていますが、未だ解決のめどが立たない情勢が続いています。

全国大学院生協議会（以下、全院協）は、全国の院生協議会・院生自治会の連合体です。院生協議会や院生自治会は各大学において、院生から集めたアンケートや声などを元に、研究環境の改善などを大学に訴えることを主に行なっています。全院協は、そんな各大学の院生協議会個別の取り組みでは解決できないような問題を解決するために作られました。全院協は活動の目的として、「全国大学院生協議会規約」（1960年制定）第2条で、「大学院生の生活研究諸条件の向上、大学・大学院における大学院生の地位と権利の確立、向上および大学院生の共通の立場から、平和と民主主義の確立ならびに社会進歩をめざす」ことを掲げています。近年は、大学院生の皆さんから学費、奨学金、研究環境、就職難といった多くの実態を集め、その思いを交流し、社会に発信するほか、その改善を求めて政府に要請行動を行なっています。

現在全院協は9大学の院生協議会・院生自治会によって構成されています。年1回開かれる全国代表者会議（全代）が最高決議機関で、前年度活動の総括と次年度活動方針の決定を行うとともに、議長と理事校を選出しています。この全代と、理事校の代表者が定期的に集まる理事校会議によって、全院協の活動は決定されます。現在理事校は、北海道大学、一橋大学、早稲田大学（法）、中央大学、名古屋大学、京都大学、大阪市立大学、立命館大学の8校です。

主な活動内容

（1）院生の研究生生活条件に関する調査、報告書の作成や広報、発信

全院協では、2004年度以来、毎年「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を実施しています。この調査はここ数年の大学院生の急増化・多様化に伴って、院生の置かれている状況について把握する為に実施しており、その結果を『報告書』としてまとめ、広く社会に公表しています。また、全院協ニュースやブログ、twitterなどを通じて、院生を取り巻く社会情勢などについても分析・発信しています。

（2）大学院生の研究生生活条件の向上のための関係省庁・政党要請

上記のアンケート調査に基づき、文部科学省、財務省、国会議員および主要政党に対して、学費値下げや奨学金政策の拡充などの要請を行なっています。文部科学省・財務省に対しては要請文を提示し、院生の実態を知らせ、大学院生の研究・生活環境の向上のため高等教育予算拡充や奨学金問題の改善を求めています。また、同時に行う政党要請、国会議員要請では、各政党の文教委員や政策担当をまわり、省庁交渉と同様に大学院生の実態を知らせ、その改善のための方策を議会がとるよう要請しています。今年度も、こうした大学院生の状況の改善を求めるために、また大学関連の法案の大学院生にとっての問題点を訴えるために行う予定です。

（3）各大学の取り組み交流

全大や定期的に行なう理事校会議の場では、全院協の活動を決定するほか、それぞれ大学の大学院生の実態や取り組み・経験の交流を行なっています。それぞれの大学ごとに、特色ある活動が行われています。この「全院協ニュース」やtwitterでも、活動の交流を行なっていきたいと思います。

一緒に取り組みを進めましょう！全院協ではただ今、アンケートでの院生の実態調査を行なっています。また毎年国会や学生支援機構への要請を行なっています。より多くの声や実態を届けられるよう、皆さんの積極的な参加、お待ちしております。

シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

1. 学費・奨学金・高等教育政策

はじめに

なぜ大学の学費を払う必要があるのか。なぜ奨学金を借りなくてはならないのか。日本の大学政策は他の国と比べてどうなのか。皆さんはそんな疑問を持つことはないでしょうか。おそらく日常生活を送る上で、そのようなことを意識することは多くはないでしょう。疑問に思うどころか、大学に学費を払って通うことを当然のこととしてみなしているかもしれませんし、奨学金は「借りる」ということが当然に思えるかもしれません。

しかし、日本の大学の学費は国際的に見ても非常に高い上に、奨学金は乏しくそれが学生の学びや研究の障害になっているという声が多くあげられています。全院協の毎年の調査においても、「お金がなくて進学や研究を諦めた」「研究調査を行ないたいが、生活費のためのアルバイトが忙しくて出来ない」といった実態が毎年多く寄せられます。本編では、学費や奨学金に関する院生の実態、そしてその背景にある大学政策について検討します。

学費

全院協では毎年、院生の経済状況を、アンケートを通じて調査しています。2012 年度に行った調査では、約 6 割がアルバイトに従事し、その目的として 93.1%が「生活費あるいは学費（研究費を含む）を賄うため」と答えました。さらに全体の 24.9%が、研究時間が十分に確保できない要因にアルバイトを挙げ、61.4%が「収入の不足が研究に影響を与えている」と回答しました。このうち、具体的な影響としては「研究の資料・書籍を購入できない」が 6 割を超え、「調査・学会・研究会に行けない」、「授業料が払えない」も高い値を示しました。院生の本分である研究が、学費の負担によって十分に果たせない情勢が明らかになっています。

奨学金

学生や院生を経済的に支える奨学金はどうでしょうか。公的な奨学金を扱っている日本学生支援機構の奨学金はすべてが貸与制で、約 4 分の 3 が有利子型です。空前の就職難とも相まって、返済への不安は学生に重くのしかかっており、低所得層の学生ほど将来における返済の不安を感じて利用をためらうという傾向すらあります。全院協の調査では、返還に対する不安については、46.9%が「かなりある」、33.2%が「多少ある」と答えました。さらに 1000 万円以上の借入をしている院生は 2.9%にものぼり、高額な借金を背負って社会に出ることでの不安の声は大きくあげられています。

国際的な視点で見た学費、奨学金

国際的には大学の学費はどう捉えられているのでしょうか。OECD（経済開発協力機構）に加盟する先進 34 ヶ国のうち、15 ヶ国は学費を無償にしており、その他の国でも低額に抑えられています。ドイツでは 2012 年にほぼすべての州において学費を撤廃しました。

また、公的な給付制奨学金はほぼすべての国において存在しています。学費の無償化がなされていないと、なおかつ給付型の奨学金が無いのは日本だけです。OECD 加盟 34 ヶ国における家計への公的補助のうち、給付型奨学金の割合は平均 58.8%、11 ヶ国では 100%（2008 年）、日本は 0%です。

背景にある高等教育政策

重い学費負担の背景には、日本の高等教育予算が非常に乏しいということがあります。

図 1 にあるように、日本の高等教育予算は、OECD 諸国中最下位（対 GDP 割合）の水準です。国立大学については、2004 年の独立行政法人化以降、運営費交付金が毎年約 1%削減され続けてきました。さらに 2013 年度予算では 631 億円（2012 年度当初予算比 5.5%）もの大幅削減に見舞われました。私立大学については、私立大学等経常費補助金が私立大学の収入のわずか 10%を占めるにとどまります。

大学はこの乏しい予算を、学生から学費を集め、あるいは人件費を削ることによってまかなってきました。この背景には、これまで政府の方針として「高等教育の自己責任論」が唱えられてきたことがあります。

すなわち、高等教育の利益を享受するのは学生個人であり、必要な経費は学生が負担すべきであるという議論です。しかし、私たち学生が大学で自由に学ぶことは、憲法 26 条や教育基本法 3 条で保証される権利です。また日本自身としても、高い科学技術を持つ反面資源に乏しく、大学院での教育・研究は国としても重要です。高等教育の財政的な根拠を国が保障することは、学生の自由な学びという面でも、また、今後の日本の科学技術という面でも、求められることではないでしょうか。

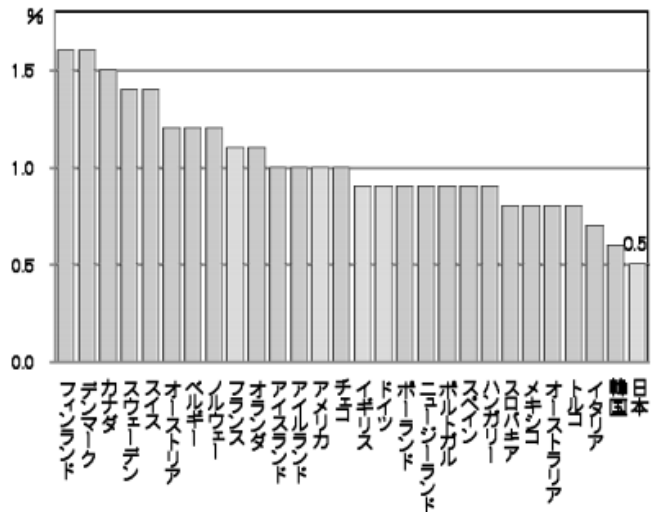


図 1. 高等教育機関に対する公財政支出の対 GDP 比
（文部科学省作成資料「国公立大学の財政の状況」より）

近年の奨学金をめぐる情勢

このように、高等教育をめぐる情勢は困難なものではありますが、近年少しずつ改善が見られてきました。2012 年に国際人権規約 13 条 2 項(c)が留保撤回されたことは、特に大きな変化です。本条約は国が高等教育を漸進的に無償化していくことを定めていますが、日本は 1979 年の国際人権規約批准後、留保し続けてきました。先進国で留保している国は日本のみになり、留保を撤回するよう勧告を受ける（2001 年）など、国際的な非難を受けていました。しかし本条約の留保撤回によって、政府は高等教育の無償化に責任を負ったこととなります。

さらに、最近奨学金拡充の世論がかつてない盛り上がりを見えています。例えば、全国各地で「奨学金問題対策全国会議」「学費と奨学金を考える会」「奨学金返済に悩む人の会」などが設立され、院生や学生がそれぞれの課題として奨学金の諸問題に取り組んでいます。

また、奨学金への社会的な視点も変わってきています。日本経済新聞（3 月 19 日夕刊）、東京新聞（4 月 12 日社説）など、新聞の記事や社説で奨学金が取り上げられています。

これまで、学生が切実な実態を訴える中で情勢が少しずつ変わってきました。特に近年の奨学金拡充に向けた動きはかつてないものです。学生の自由な学びの実現にむけ、これからも社会や政治に発信してゆくことが重要です。



2. 就職問題

文部科学省によると、平成 24 年度卒の大学院生の就職状況は修士卒、博士卒ともに 70%前後だとされている（文科省「平成 24 年度学校基本調査」より）。こうした数字から判断すると、依然として院生の厳しい就職状況が続いていると言えるだろう。アカデミックポストを狙うにせよ企業への就職を目指すにせよ、将来の先行きが不透明であるこのような現状において、就職問題は大学院生にとって看過できない大きな関心事の一つである。

2012 年の衆院選で約 3 年半に及んだ民主党政権が終結し、第二次安倍内閣が誕生した。そして 2013 年に入り、「アベノミクス」と呼ばれる一連の経済政策が発表され、さらに安倍内閣の重要課題の一つとされる「教育再建」の目標の下、教育再生実行会議が行われた。実行会議の第 3 次提言では、「これからの大学教育の在り方について」などが示され、構造改革をより一層進める旨が表明されている。これらの政策は、私たち院生の就職問題に関してどのような影響をもたらすのであろうか。今回は安倍首相のスピーチや、教育再生実行会議の提言で示された政府の方向性を具体的にまとめ、考察を加えていきたい。

「アベノミクス」の「3本の矢」

「アベノミクス」の基本方針としての「3本の矢」（大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略）の中では、日本経済をどのように立て直していくか、様々な計画がなされている。

まず人材の活用に関して、若者の育成について言及して、社会全体の生産性を押し上げるべく、国際的に活躍するような人材を育成することに力を入れる、という（首相官邸安倍総理「成長戦略スピーチ」より）。つまり、人材も、資金も、すべてが世界中から集まってくるような大学になるようグローバル化を目指した「大学改革」を推し進めるのだ、ということになる。

しかし、若者の育成については、国際的な大学改革を進める上で問題点が多い。例えば外国の人材が日本に来た場合、共通言語は英語化されるであろう。しかし、日本の現行の教育制度上、その機会を活用して十分な教育を享受できる学生は自ずと限られてくる。また、資金を海外から集めるというのは、企業から外部資金を得ることと解釈できるが、これは学問分野間・文系理系間での研究資金の格差を生み、結果的に教育環境の不均衡を生じさせることになりかねない。大学は研究機関であると同時に、公共的な教育機関としての性格を持つことを忘れてはいけない。仮に資金を得られた研究分野でも、それが外部資金であるが故に、短期間で成果を出せなければ資金の提供が打ち切れ、研究内容の重要性に関わらず研究の継続が困難になることも考えられる。

「教育再生実行会議」

「教育再生実行会議」とは、2013 年 1 月に発足した第 2 次安倍政権における教育提言を行う諮問会議のことである。以下では、2013 年 5 月に出された第 3 次提言において示された大学の教育改革方針について紹介するとともに、その問題点について考察を試みる。

第 3 次提言の中では、知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる今日において、大学の担う役割はその重要度を増している、とされる。他方、高等教育に対する公財政支出は国際的に見て低水準であり、しかも国公立大学間でも格差が大きいことも認めている。そこで、グローバル化やイノベーション創出をはかるために教育改革を進める大学に対しては、官民が財政面の支援をしっかりと行うことが盛り込まれ、それと同時に国立大学の運営費交付金の戦略的・重点的配分を進める、とされている。

しかし、ここで注目しなければならないのは、大学間の格差の存在を認めながらも、実際に資金を重点的に分配する先が、旧帝国大学を中心とした一部の国立大学に限定されている点である。大学間で交付金・補助金の額に大きな格差が生じていることは、以前から指摘されてきた問題である。先日、筆者の所属する大学で OB・OG の研究者を招き、研究者のキャリア形成について学ぶ機会があったが、その際に行なった聞き取りでは、実際に「大学の経営上の都合から、研究室で学生を 30 人ほど指導している。さらに学生を研究者に育て上げる制度も不十分であるといえる」（A 氏男性・関東地方私立大准教授）との声が聞かれた。

こうした声からは、教育・研究環境の格差が生じることはもちろん、就職など院生のキャリア形成にも悪影響を与える怖れがある、ということがうかがえる。つまり、大学院で成長できるはずの学生であっても、「大学の経営上の都合」の如何では、そのキャリア形成が大学院入試の時点で決定されてしまうことにもなりかねない。教育再生実行会議の委員の一部からは、教育予算が世界的に見ても少ない現状を示し予算増額の必要性を説く声も上がっているが、一方会議を主催する安部首相は、大学間でさらなる激しい競争を生むことこそが大学の発展・イノベーションの創出につながる、としている。しかし、現在の大学の経営基盤を鑑みれば、こうした方針は生産的な「競争」よりむしろ「生き残りをかける」という状況を作り出しており、結果的に多くの大学を運営困難に導いているように見える。

また、第 3 次提言では、大学入試や卒業認定において TOEFL 等の試験を活用し、学生の英語能力向上並びに海外留学に結び付ける、としている。企業との協力により給付制奨学金等を含めた留学費用支援のための新たな仕組みを作り、他方、産業界と国は、企業・国家公務員の採用において留学経験を有する学生を積極的に採用させるのだという。

2013 年 7 月 25 日現在、TOEFL の受験料は 225 ドル、日本円で約 22500 円である。ただでさえ経済的に苦しい通常の大学院生には、何度も払える額とも思えない。経済レベルによって受験チャンスに差が生じ、就職に影響が生じてしまう可能性がないと言い切れるだろうか。また、大学院生が留学する場合について考えてみたい。仮に資金面で奨学金が得られたとしても、実験系を専攻する院生はまとまった留学期間を確保するのは難しく、また単位の互換制度が大学間になければ留年か休学を選択せざるを得ないであろう。また、実際に給付制奨学金を受けられるものは一部に限られてくるため、それ以外の学生は経済力により就学の可否が決まり、結果的に就職格差を生むことにつながる。

安倍政権の目指すイノベーションの創出には、高い技術力・発想力・経営力などの複合的な力を備えた人材の育成が必要だ、とされている。また、特に生命科学分野を含む理工系分野を強化するため、各大学の特色を踏まえて教育・研究組織の再編成や整備を支援し、大学の多様な先端的基礎研究への支援を充実する、という。文系分野においても、若者の企業家精神を育むとともに、世界で活躍できる人材の育成に向けて、経済・経営系を中心とした学部・大学院のカリキュラムの大胆な転換、教育機能の強化を促進し、大学は専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築など大学院教育を充実させ、幅広い人材の交流による新たな発想からイノベーションが創出されるよう大学院入試の見直しをはかる、としている。

しかし、高等教育予算削減の影響で、教育現場はもちろん、研究環境すら荒廃してきている。大学教員の雑務が増えていることは既に指摘されてきたが、まずこれらの状況を根本的に解決しなければ「イノベーション」も生まれえない。また、こうした改革のあり方として、利潤の追求に研究・教育の方向性が向けられているが、これで本当に自由な学問の場が維持されるのだろうか。今後の政府の対応に期待したい。

政府は、研究者のキャリアについて、テニユアトラック制の普及・定着、研究費や研究スペースの確保など若手研究者の研究環境を整備する、と述べている。また、産学官の連携をはかり、産業界・国は博士課程修了者を積極的に採用し、大学は多様なキャリアパスの開発と実社会にマッチした大学院教育を行う、としている。国は、教育・研究現場を踏まえて、研究者のキャリアパス、大学における人事労務管理のあり方など、2013 年 4 月から施行された改正労働契約法をめぐる課題に関し様々な仕組みを検討している。

しかし、以前にも政府は理系大学院生を増員し、結果的に行き先を失うポストドクを多く生んだ。法科大学院についても、当初合格者を 3000 人としていたが、それが撤回されたばかりだ。「大学の経営の悪化により、正規から非正規に転換された」（B 氏男性・近畿地方私立大非常勤講師）との実態もある。

以上、政府の考え方を見てきたが、もしこの政策がこのまま実行された場合、大学院の入学時点で自分のキャリアが決定してしまいかねない。つまり、大学間または学問分野間等で教育・研究の質に大きな差別が生じてしまい、また院生の経済レベル・入学時の能力等によっても、大学院での成長に個人レベルで大きな差が生まれうるのだ。また、教育システムの改革によって過度に企業に合わせる利潤志向が強まれば、自由な学問の探求の場が失われ、研究者を志望するものに悪影響が及びうる。さらに、その先のポストも決して安泰とは言い難い。新自由主義を掲げる日本政府、しかし、教育の場においてそれを推し進めるのはあまりにも問題が大きいといえるのではないだろうか。

院生自治会・院協活動紹介

早稲田大学法学研究科 法学研究科院生自治会 渉外係

はじめまして。早稲田大学法学研究科院生自治会です。私たちは、学期ごとに任期を設け、委員長、副委員長、会計、書記、ロッカー、渉外の計 6 名で活動しております。私たちの主要な活動としては、半期に 1 回、法学研究科の全ての院生を対象とした院生総会を開催することです。院生総会では、事前に配布したアンケートをもとにして議題をまとめ、それらを総会において議論、評決をとります。賛成が過半数であった議題は可決とし、7 月に開催される教員協議会（教員協）において発表します。私たちの活動の目的は、院生の生の声を集めて大学に伝え、院生と大学とのいわば架け橋となることです。また、院生総会の開催以外にも、修士 1 年を対象とした後期博士課程の院生による修論オリエンテーションの開催、院生が使用するロッカーの管理、掲示物の作成等も行なっています。

今回は、6 月 3 日に開催した前期院生総会の様子について報告したいと思います。例年院生総会では多くの意見が飛び交い、白熱するという噂を耳にしていただけに、私としても非常に緊張しました。実際、総会当日にはたくさんの院生が出席し、議論は盛り上がりました。特に印象的だったのが、図書委員長の方による学生読書室のアルバイトに関する議案でした。これは、「アルバイトの派遣先が変更されたため、1 コマ勤務が認められず、留学生の新規採用が渋られている。研究との両立が可能な数少ない留学生向けのアルバイトと言えるため、1 コマ勤務が認められていない現状はおかしいのではないか。そこで、①1 コマ勤務、②留学生の新規採用を認めてもらえるように、院生総会から法学研究科事務所あるいは教員協への要望として出して欲しい」というものでした。院生総会で議決を採ることは承認された上で、教員協にまず要望を挙げることが可決されました。他にも、奨学金充実の要望を大学側に出すことや、修士課程の院生へのコピー代の補助を求めること等、研究生活の充実・改善を図るための議案が目立ちました。

確かに、院生総会で可決された議案は教員協において通るとは限らず、かなりの割合で跳ね返されてしまうのが現状です。しかし、院生の声を確実に拾い上げ、大学側に報告することができるのは、私たち院生自治会だけだということを実感しました。私が自治会として活動したのはこれが初めてでしたが、今回の院生総会を通して、自治会のメンバーとしての使命感を感じました。今後とも、院生ひとりひとりの力となれるよう、自治会活動に精進したいと思っております。

京都大学教育学研究科院生協議会

京都大学教育学研究科院生協議会は現在、研究科各研究講座から代表の担当者を出して構成されており、月に 1 度の会議では教授会や全国院生協議会のフィードバック、研究環境の改善、予算の使い道等を中心に話し合っています。院生協議会担当者は会議の内容を各講座に持ち帰り、また各講座内からの要望等は各々が会議に持ち寄り、いわば橋渡しの役割を担っていると云えます。

全国院生協議会に関連することとしては、省庁・政党要請のためのアンケートの配布及び回収、集計を行っていますが、現状はそれのみに留まっているとも言えるかもしれません。集めた院協費の内、全院協への参加費用等に予算の少なくない部分を使用されているため、京大の院生協議会内では全院協への加盟継続の是非が問われているのが実情です。これはひとえに、全院協の活動内容について京大内で十分な共有がなされていないことに起因していると考えられます。そのため、まずは院生協議会内で十分に議論を重ねた上で、全院協の活動を評価していく必要と責任があります。

限られた時間の中で院生の意思を正確に反映してゆくためにも、この『全院協ニュース』を始めとした種々のツールを効果的に用いることができればと考えています。

日本福祉大学大学院自治会

1. はじめに

日本福祉大学大学院には、現在、修士課程に、社会福祉学研究科（社会福祉学専攻・心理臨床専攻・社会福祉学専攻〔通信〕）、医療・福祉マネジメント研究科（医療福祉マネジメント専攻）、国際社会開発研究科（国際社会開発専攻〔通信〕）が設置されている。また、博士課程には、福祉社会開発研究科（社会福祉学専攻・国際社会開発専攻〔通信〕・福祉経営専攻）が設置されている。そのなかで、院生自治会が存在するのは、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）と福祉社会開発研究科社会福祉学専攻（博士課程）のみである。私たちは、院生の研究環境に関する問題を大学側に要望したり、他大学の学生自治会と協力し、国に要望を出す活動を行ったり、院生と大学・教員、他自治会組織、学内学会などの研究組織との交流を行っている。

2. 主な活動内容

自治会活動として、全院協の活動以外にも以下のような活動を行っている。

1) 院生自治会定例会の開催

定例会は、規則に従って開催し、できる限り多くの自治会員を交えて意見交換などを行っている。

2) 懇談会

大学院生が研究を進めていく上での問題や大学に対する要望を大学・教員側に要望書として提出、懇談会で回答をいただき、研究環境の改善に努めている。今年度の懇談会は7月26日に行われる予定だが、事前アンケートでは「日曜日に図書館が開いていないから、少しでも開けてほしい」、「平日の図書館の開館時間が遅い（今は10時半が開館時間）」、「日曜日は大学院の研究棟が5時で閉館になるので、もっと遅くまで残らせてほしい」などといった要望が多くの方から出されている。

3) 日本福祉大学社会福祉学会（学内学会）

日本福祉大学社会福祉学会（通称：学内学会）は、日本福祉大学の卒業生、学生、大学院生、教職員等で構成する、社会福祉の研究や実践の交流を進める自主的な研究団体である。「研究と実践、大学と現場を結びながら、時代の動きと社会福祉の実現、国民生活の実態、要求を見極め、真に国民のための社会福祉研究、実践の方向を切り開いていくこと」を目的としている。年1回の研究大会と学会誌『福祉研究』の発行、各種イベント活動を行っている。

院生自治会は、毎月開催される、学内学会運営委員会に参加、学会やその他のイベントの企画運営に参加している。

4) 全学協議会

全学協議会とは、日本福祉大学の自治組織（各学部自治会、大学運営協議会、教職員組合、大学生協、職員組合など）の担当者が集まり、日本福祉大学の大学像やキャンパスライフイメージを創造し、大学全体に提案・発案していく役割をもつ組織である。各組織が把握した課題や問題を全学協議会の組織全体で共有し、ともに解決方法を検討するプロセスを含みながら、大学像やキャンパスライフイメージを創造している。この全学協議会（月1回程度）への参加や、年1回の日本福祉大学長期計画フォーラムへ実行委員として参加している。

5) 公費助成推進活動

「東海推進協主催私大助成中央要請行動」、「日本私大協連主催私大助成中央請願行動」、著名活動等に参加している。

3. おわりに

以上が日本福祉大学大学院自治会の主な活動内容である。今後も全院協への活動を通して、他大学との交流を深め、情報を共有し合い、研究環境の改善に努めていきたい。

中央大学大学院経済学研究科院生協議会

中央大学大学院経済学研究科院生協議会（以下、経院協）は、経済学研究科に在籍する大学院生・専科生を会員としており、会員の大学院生活と研究活動にかかわる建設的な活動を推進することを目的とし、主に、会員が利用する共同研究室の管理を行います。経院協は毎年前期に、総会、研究環境の向上を目的としたアンケート調査、及び研究科委員長との会見を行います。経院協は、この研究科委員長との会見で、アンケート調査で募った院協の要望を研究科委員長に要請し、研究環境の改善を図っています。その他、購入図書希望申請の受け付けや、商学研究科と合同で編集している論文集『論究』を年に一回発行しております。『論究』は、両研究の大学院生が自らの研究を自由に投稿できる機会を提供することを目的とし、両研究科の院生協議会で構成された中央大学大学院生研究機関誌編集委員会の下で運営されております。

経院協は、例年総会の前に、研究環境の向上を目的としたアンケート調査を実施し、その結果にもとづき、当該年度の重点課題を明らかにしています。その後総会を実施し、前年度の活動並びに会計報告、当該年度における活動基本方針の表明、そして、当該年度の重点課題から、経済学研究科委員長会見での要望項目の決議を行います。最終的に、上記の内容に関して会員から総意を得た上で委員長会見を催し、決議された内容を委員長に要望します。具体的には、今年度より、前年の要望項目の内、コピーカードの補助の拡充、情報自習室の改善、共同研究室のフロアにおける Wi-Fi 環境の整備を受け入れていただき、院生の研究環境が改善されました。

今年度の院生協議会の活動としては、大きく 3 つになります。

はじめに、昨年度に引き続き卒業生の荷物が共同研究室に残存しており、新入生の研究活動に差し支えがあるため、修了生や OB・OG に早期から荷物の片づけをお願いしてきました。結果、新入生への机と棚の引継ぎを効率よくおこなうことができました。

次に、昨年度（2012 年度）において、これまで 2 号館共同研究室を利用できなかった総合政策研究科から、法・経済・商学研究科に対して研究室の供出の要望を受けていました。しかし、昨年度の研究室の利用状況に鑑みて、経済研究科が供出できる研究室は 1 室が限度であり、そのため、経院協は本件に関して、経済学研究科院生の利益を大きく損なわない限りという考えの下、対応させていただきました。そこで、4 研究科の間で話し合いの場を複数持ち、法学研究科から 3 部屋を総合政策研究科に拠出する形で合意が得られました。

最後に、アンケートから、院生同士の交流を図りたいという要望が多々ありましたので、5 月に交流会を催しました。

後期の活動としては、『論究』の発行と懇親会の開催となります。今後の課題としては、今年度の総合政策研究科の受け入れの件から、定期的に他研究科との交流を図り、協力的な関係性を築いていくことです。また、留学生から日々の研究生生活において語学面で苦労しているという意見が寄せられており、その対策を研究科委員長と事務室と協議しております。

『全院協ニュース』原稿募集中！！

今号では、4 つの院協・自治会からの活動報告を掲載することができました。原稿をお寄せいただきまして、ありがとうございました！

今年度は、『ニュース』の発行回数を従来の年 3 回から年 4 回に増やし、今後も大学院生の「声」をより積極的に取り上げていきたいと考えています。従来の活動紹介にとどまらず、院生のこんな実態を訴えたいという要望や全院協に期待すること・事務局の情勢分析への批判などなど、みなさまからの意欲的な原稿をお待ちしております！



2012 年度学生支援機構からの文書回答

全院協は毎年、公的な奨学金を取り扱っている日本学生支援機構へ要請を行なっている¹。機構要請は省庁議員要請に並ぶ全院協の主要な活動の一つであり、奨学金に特化した形で、要請項目と質問項目をリストアップし、私たちの実態を伝えるとともに奨学金をより利用者本位なものにするという目的がある。

1. 2012 年度の要請活動／近年の奨学金をめぐる動向の概略

2012 年度の日本学生支援機構（以下、機構）への要請は、2012 年 1 月 17 日に機構・市ヶ谷事務所にて行なった。当日は 8 名の院生と 2 名の学部生の計 10 名（うち事務局員 4 名）が参加し、機構側は広報課の職員 3 名による対応だった。この記事では、このやりとりについてまとめることが主題となる。

ただ本題に入る前に、私たちがおかれている環境を理解するためにも、機構からの回答を読んでいただく際の前提として、まずは近年の奨学金の動向について簡単に言及しておくこととする。

現在、日本には公的な給付制奨学金は存在しない。全て貸与制であり、無利子である第一種奨学金と有利子の第二種奨学金がある。第二種奨学金は 1984 年に導入されたが、この十数年間でその利用者と運営費用は急増しており、現在では約 4 分の 3 を占めるに至った。これに関わって、以下の二点を指摘したい。

まず第一に、1999 年の社会経済生産性本部の提起による、奨学金のローン市場としての拡大である。学生 300 万人に毎年 300 万円を貸し出すことで 9 兆円のローン市場を創り出すことを目的としており、奨学金事業は学生ローンへと転換した。これが文字通りの意味で実現するとすれば、学生に卒業した時点で 1200 万円もの借金を背負わせることになるが、実際に人数といいその額といい利用者は増加しており、これが社会に出る若者にとって借金という形で大きな負担となることは想像に難くない。1999 年のきぼうプラン 21 によって、第二種奨学金は希望者全員に奨学金を利用できるようにし、その金額も段階的に設定され、財源に占める民間資本の割合が高まっていた。

第二に、ローン化と表裏一体の問題であるが、回収事業の強化である。法的措置を前提とした請求督促を強化するとともに、債権回収業務の民間業者への下請けを行い（2005 年）、延滞が 9 ヶ月・12 ヶ月を超えた者に対するさらなる督促強化など、奨学金事業を「効率化」しようとするものである。こうした動向とともに、日本育英会を元にして 2004 年に設立された機構もまた、一方では業務の一層の下請け化・非正規化を進めるとともに、他方では機構本体を学位授与機構・大学入試センターとともに統合するという意見が出され、奨学金の「効率化」が図られている。

果たして、こうした動向が教育政策として妥当なのであろうか。ここで奨学金事業の是非を議論することはできないが、少なくとも、こうした現状がその内容・プロセスにおいて、奨学金利用者の立場に立って行われているものとは言い難い。以上の概略を踏まえ、本題に入りたい。

2. 要請項目と回答²

本章では、機構に対する要請項目とその回答（枠囲みの部分）を記載する。その際、奨学金制度に関する知識がある程度必要な箇所もあり、本号の他の記事との重複を恐れず説明（*の部分）を加えている。

①給付制奨学金制度の創設を求めます

→機構：昭和 17 年の議論の中で、給付制か貸与制かが議論されたが、学生の自立心を養うという理由から、戦費確保のため給付制が困難であることも相まって、貸与性が採用された。韓国やアメリカに給付制があるとい

¹ 本記事にあつては、機構からの回答の詳細と、機構要請以降の奨学金の動向を重点的に取り上げたが、68 決議の機構要請（2 章 3 節）・奨学金問題（1 章 4 節）についても併せて参照されたい。

² 以下では、全院協側でとった議事録を基に回答を作成している。最初に機構から一通りの回答がなされ、そのあとで全院協側から個別に質問をすることで質疑応答になったが、ここではそれらを質問ごとに整理している。そのため、文脈が飛躍している部分があることを予め了承されたい。また執筆時点では、機構からの回答にいくつか不明瞭な点があり、それについて改めて機構に問い合わせしている最中であるため、回答が完全なものになってから公表を行う予定である。

うことは認識している。2012 年度に向けて給付制が概算要求で出されたことは一つ進歩と言えるが、財政難で今回は削除された。国際人権規約 13 条 2 項(c) (高等教育の漸進的無償化の留保撤回) については知っているが、機構独自で主体的にやっていくということは難しい。財政は政府、文科省が決めるからである。

②第一種奨学金の採用枠を拡大していくことを求めます

→機構：奨学金は、返済された資金と国の財政で賄われており、一種も二種も同様である。二種の場合は、それに加えて民間資金も入っている。一種の枠は拡大しているし拡大の要求もしているが、財政が厳しい。大学院だけでなく、学部生や専門学校、短大などにも貸しているという制約もある。今回は一種の過去最高の増員を行なっている。政権交代で今後のことはわからないが、今のところ予算や採用枠を減らせという話はない。

③所得連動返還型無利子奨学金を大学院生にも、第二種奨学金利用者にも適応することを求めます

→機構：今年度から始まったものなので、今後どうするかは検討課題。大学院は「優れた業績制度」による免除があるため、対象になっていない。二種の返済金を確保する必要があるため、拡大が難しく予算の枠内であるしかない。後は大学院や専門学生などの配分を変えるしかない。予算は単年度ではなく、中期的に編成をしている。機構の運営をまかなう税金の一部は、期限が来たら政府に返さないといけない、ということである。昭和 59 年から二種が開始されたが、回収金が予定よりも少なくなり、奨学金が運用できなくなる怖れがあるとされたためである。一種は、30 年間一括の借入という予算編成になっている。まだ返済期限が来ていないから奨学生のお金で運営する、ということになっている。

* 「所得連動返還型無利子奨学金」とは、所得が一定額に達するまでは返還を猶予される奨学金のこと。2012 年度概算要求において、給付制奨学金の創設が文科省より提起されたものの、財務省との折衝の結果、給付制奨学金の代替として所得連動型奨学金が設置される。2013 年現在、所得連動型が適応されるのは一種奨学金のみであって、大学院生および二種奨学金利用者は適応されない。大学院生に適用されない理由としては、いわゆる「優れた業績制度」がある。すなわち、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還を免除する制度であり、2004 年度以降に大学院の第一種奨学生に採用された者が対象となる。

④返還猶予期間（5 年）の上限撤廃を拡大していくことを求めます。加えて、それら制度の周知徹底を求めます

→機構：少なくとも奨学金の申請時点では経済的不安を緩和するものだと考えている。震災被害の対応には 5 年という制限はないが、経済的理由については撤廃は難しい。

周知徹底について、「利用者のしおり」に猶予のことを記載している。延滞者への調査で知らない人が多いということが判明したので、そのための工夫が必要だとは思っている。しかし、自分で借りるものだから、自分でもきちんと調べるようにしてほしい。また、全院協でもそれらの情報の周知に力を貸して欲しい。

返済に関しては、それぞれの学校との連絡会議をやっていて、奨学金事務の方を対象にした研修会をやっている。機構は、手紙・電話の対応を行なっているし、その際に返還できていない理由も聞いている。それでもだめなら債権回収会社をお願いすることになるが、その時も理由を聞く。機構は学校とも連携して、個人情報機関に登録されるという督促はしている。また、返還が難しい方には減額返還制度がある。これは、規程の返還額の半額を（通常の 2 倍の期間の）10 年かけて返済するが、この場合でも利息は増えない。

* 「返還猶予期間」とは、経済的困難（給与所得の場合は年収 300 万円以下が目安）、災害・傷病等によって返還が困難になった場合に猶予できる制度で、通算で 60 ヶ月が限度である。ただし、災害、傷病、生活保護受給中、産休・育休中、大学学校在学、海外派遣の場合は制限がない。

⑤標準修業年限を超えて大学院に所属する場合にも奨学金を利用できるよう求めます

→機構：現状では標準年限を超えた場合の対応はしていない。機構の業務規定である業務報告書〔筆者註：おそらく公開されていない〕に基づいて、入学してから標準年限の間のみ奨学金を利用できるという規定にな

っている。例外として、長期履修課程³にいる学生は二種を利用できることになっているが、それ以外は認めていない。財源の問題が大きい。

⑥奨学生採用時の初回の振込をできるだけ早く行うことを求めます。特に予約採用に決定された場合は、4 月から奨学金を受けられるよう求めます

→機構：できるだけ早くやるように大学にはお願いしている。予約採用については、ネットで届け出ができるようになっており、4 月 21 日前後に振り込まれる。大学院では、以前からやっており、学部生はまだ実施していないが、実施を大学にお願いしている。予約採用は 4 月 8 日前後に院進学だと分かれば、素早く振り込める。振込日が毎月 11 日に決まっているので、逆算してそれに合わせている。間に合わなければ次の月になる。

⑦個人情報情報機関の即時中止、延滞金制度の即時撤廃を求めます

→機構：有識者会議にて、3 ヶ月延滞の場合に限って、多重債務防止の件について議論を行なっている。まずは手紙でお知らせして、次に電話。電話では延滞の理由（失業中、留年、進学など）も聞いており、事情がわかれば対応するし、一回延滞があったからといってすぐに延滞金が発生するというわけではない（すぐに振り込まれれば OK）。延滞金を廃止することはできない。というのは、昭和 38 年くらいまでは、延滞金を付けていない時代があり、その時は返還率が 50%を下回っていたし、遅れても良いという発想があったからである。延滞者の中には返せるのに返さない人もいるので、タガが外れるという状況をなくしたいと考えた。そういった人の把握は難しいが、そういう現実もあるので、廃止はできない。二種は元利返還方式で、利息は変わらない。つまり、利息は返還する期間が長くなっても変わらず、延滞者は元金に対して延滞金が付くことになっている。個人情報情報機関登録の制度化によって、返還率は多少なりとも上がっている⁴。

*「個人情報情報機関登録」とは、返還開始後 6 ヶ月経過時点で延滞 3 ヶ月以上の場合、個人情報個人信用情報機関（個信）に登録されること。個信は、銀行等の会員から消費者の情報を収集・蓄積し、それを他の会員へ提供する機関で、氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先・返還状況等の情報を扱う。登録されると、その情報を参照した金融機関の判断によってクレジットカードや自動車・住宅等のローンが利用できない場合がある。「延滞金」とは、第一種奨学金の場合、2005 年 4 月以降に奨学生として採用された人は、延滞している割賦金の額に対し、1 年あたり 5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。第二種奨学金の場合、約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、1 年あたり 5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課される。

⑧機関保証制度の保証料減額を求めます

→機構：額は少ない方がいいけれども、保証機関である日本国際教育支援協会の方で保証料を定めている。平成 16 年から実施しており、そのときに機関保証を選択した人の回収率を基準として定め、うまくいっているかどうかは検証委員会によって議論されている。今のところ、当該の保証料で破綻することはないと出ている。今の保証料で 25 年くらいは維持できる。もし今後できないということになれば引き上げる。日本育英会の頃は機関保証制度はなかった。その頃は、両親がおられない人など、保証人を立てるのが難しい人は借りられなかった。今はそのような人にも使えるようにということで、奨学金利用者の 47%の人がこの制度を利用している。保証料は、20 年で返すものを 10 年で返した場合など、そういった場合には一部返ってくることもある。

*「機関保証制度」とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、機構の定める条件に合致する連帯保証人・保証人を自らさがす(人的保証)代わりに保証機関が連帯保証する制度。機関保証を利

³ 日本学生支援機構による定義は公式には出されていないようであるが、主に、二部（夜間）に通っている学生や、社会人院生など、正規課程を修了するのに正規年限を超える場合を指している。

⁴ これは全院協と機構のやりとりによって、認識の齟齬が見て取れたので、現在機構に事実の問い合わせしている。つまり、機構側は制度を導入する前後（2008 年以前と 2009 年度以降）で返還率が上がったことをもって「個人情報情報機関登録の登録は成果を挙げている」と認識しているが、私たちが主張したのは「登録されたことによって登録者が登録される以前よりも返還するようになったのか」という点であって、改めて機構より回答が返ってきた際にお知らせしたい。

用するためには、保証料を支払う必要がある。一例として、博士課程で二種を月額 8 万円で利用すると 3800 円ほどであり、決して小額ではない。

⑨以上の要請事項を関連省庁、機関に要請していくことを求めます

→機構：私たちは独立行政法人法に基づいた組織であり、文科省はじめ各省庁とも連絡をとっている。全院協が来たことも報告するが、政策についてこちらから要求したりはしない。文科省との会議があれば、要請についても話している。機構では、色々な調査をしている。特に、学生実態調査は大事なので、学生には正確な数字で回答していただくことをお願いしたいし、全院協としても協力して欲しい。

3. 総括と方針

以上見てきたように、現在の奨学金制度および機構の考えが、奨学金利用者の立場に立ったものだとはいえ到底言い難い。しかしながら、この要請に意味がないということにはならないであろう。以下では、改めて要請の意義について確認しておきたい。

なによりもまず挙げるべきは、機構の独自性についてである。それは第一に機構が持つ情報であり、第二に機構が奨学金を取り扱っている機関であるということから生じている。奨学金の理念は、憲法にも教育基本法にも学生支援機構にも定められており、言うまでもなく教育の機会均等に資するものでなければならないが、実際には財政難を理由として実現を阻まれている。政策の財政権限に関与しない機構への要請が意味を持つのか、疑問を持たれるかもしれない。しかし、『学生生活基本調査』がその典型であるように、機構によって行われている学生を対象にした大規模調査実施などの情報提供の側面で、機構が少なくない影響力を文科省をはじめとする行政、そして社会に対して有していることは確かであろう。このことは、機構要請を通じて大学院生の実態と全院協の要求を伝えることで、それを政策に反映させていくことができることを意味していると思われる。

上記の回答でも繰り返されたように、機構要請を経て、奨学金が業績主義、経済合理性の徹底、国籍主義という問題を抱えるものであることが理解できた。業績主義とは教育の機会均等を誰もが享受することよりも業績を優先するものである。また、本来は給付であるべき奨学金の返済を貸与であることを前提としており、利用者の立場に立っているとは言い難い。近年、急激に管理が厳密化されている返済強化は、奨学金にさえ経済合理性を徹底する態度であろう。

国籍主義とは、非日本国籍保持者には機構奨学金が利用できないことを指している。これについては、要請の話とは離れてしまうものの、重要な問題だと思われるので言及しておきたい。現在、留学生には国費留学生と私費留学生がおり、国費留学生は授業料全額免除と月額 15 万円ほどの給付金が出されるのに対して、私費留学生はわずかな授業料減免と 1 年間に限った月額 6 万 5000 円ほどの給付金しかない。近年、「留学生 30 万人計画」など留学生を日本に積極的に呼ぶ流れがあり、じじつ留学生は傾向的に増加している。ただ、国費留学生はそのうちのごく一部であり、私費留学生が増えることは確実である。しかし、現在の脆弱な経済支援が、日本で学び・研究を行いたい者にとって十分でないことは想像に難くない⁵。現在の機構奨学金が、その利用者にとって適切でないことはつとに指摘されるころではあるが、同様に、留学生をめぐる状況についても目配りをする必要がある。

総じて、機構要請の意義は少なくない。当日は、事前会議において参加者の間で高等教育の問題点を共有でき、要請の時間も充分に取ることができた。感想交流も行うことで機構と参加者のズレが意識されるとともに、今後の課題も浮かび上がってきた。今後も、全院協を中心に、広く・多くの方を巻き込む形で、継続的に取り組むことを強く勧めたい。

そして最後に、これを読まれている方、要請行動は、必ず意味を持ちます。全院協は、全国の大学院生のために存在しており、大学院生の権利の向上と自由の獲得のためにあります。私たちの権利は私たちでつかむものです。ともに要請に参加しましょう。私たちの声を、教育を受ける権利を、そして自由を！

⁵ これについては、アンケート報告書や全代の留学生の項目を参照のこと。

第 1 回理事校会議報告

6 月 1 日に開催された第 1 回理事校会議 (at 一橋大学) の内容について、ご報告いたします。当日の議事録が全院協ブログで閲覧できますので、ご参照下さい。

■ 参加者

○理事校/加盟校/オブザーバー校

中央大学、一橋大学、早稲田大学、京都大学、日本福祉大学、首都大学

○事務局

一橋大学、京都大学、東京大学、総研大、立教大学

■ 情勢報告および今年度の重点課題

事務局より、①大学改革、②学費・奨学金、③就職問題、④留学生問題、⑤海外の大学院制度の情勢分析について、報告を行いました。

■ 今年度の方針

○アンケート調査：大学院生の経済実態に関するアンケート調査を実施し、900 枚を回収目標とする。

○省庁・議員要請：省庁要請に関して、今年度は、文科省・財務省に加え、厚労省へも要請を実施する方向で準備する。議員要請に関しては、財務金融委員会に加え、参院予算委員会の議員も要請の対象に含める。

○広報活動：例年より一回多い、年 4 回の全院協ニュースの発行を目指す。ブログや twitter を活用し、情報交流を積極的に行う。

○カンパ活動：郵送による呼びかけをメインとしてカンパ活動を行う。目標額は 30 万円とする。

○加盟校拡大に向けた取り組み：①権利停止校への呼びかけの継続②オブザーバー校とのさらなる関係強化③取り組みへの参加の呼びかけの継続、という前年度からの方針を引き継ぐとともに、④「理事校・加盟校とのさらなる信頼関係強化」を目指す。組織拡大の前提でもある、現在の加盟校とのつながりを定期的に確認し、信頼関係構築のための努力を惜しまない。

○他団体との連携：今年度も引き続き、奨学金の会、高等教育懇談会との連携を深める。

■ 2013 年度活動スケジュール

8 月 15 日 アンケート収集〆切

8 月 25 日 第 2 回理事校会議

10 月中旬 第 3 回理事校会議

10 月下旬 アンケート報告書および要請文作成。

11 月下旬 第 4 回理事校会議。要請行動戦略会議
省庁・政党への要請行動

2 月中旬 日本学生支援機構への要請

3 月上旬 2013 年度 (第 69 回) 全国代表者会議

■ 第 2 回理事校会議の日程と内容

8 月 25 日 (日) 13:00~16:30@一橋大学。
議題：アンケート調査結果の共有、分析軸の検討・要請行動に向けた準備の開始・加盟校拡大。

編集後記

2013 年度第 1 号となる第 237 号をお届けいたします。原稿をお寄せ下さったみなさま、どうもありがとうございました！限られた紙数・発行回数ではありますが、今後も紙面の充実に努めていきたいと思っております。

今号では、学費・就職問題をめぐる情勢分析と、学生支援機構への要請行動の記事を掲載しています。もとより、こうした見方が唯一の正解だと主張したいわけではなく、現状の認識とそれを分析する上での事務局なりの視点を具体的に提示することで、これを読んだ院生一人一人が自分で問題を考え深めていくための一助として活用して欲しいという意図に拠っています。みなさまのご感想を、ぜひお寄せ下さい！

あくまで編者の個人的な感覚ですが、大学改革をめぐる情勢が加速しつつある中、大学院において院協・自治会を維持することそれ自体がますます難しくなっているように感じます。院生同士のヨコの「つながり」が持ちにくい状況の中では、院生の立場からの「異議申し立て」も困難なものにならざるをえません。院生をめぐって問題を一緒に考えていく契機を提供することで、このささやかな『全院協ニュース』が、「異議申し立て」の場を確保し院生の「つながり」を深めることに資するよう、今後も努力していきたいと思っております。

